

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(32) 都道府県名(島根県)																		
保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	松江市	26,343	1,786	○	880	71	29	47	40		○	○					○	
002	浜田市	9,226	530	○	98	7	1	5	3	H20.9.2	○	○	○	○	○	○	○	
003	出雲市	19,427	1,571	○	257	19	7	14	9		○	○	○	○	○	○	○	
004	益田市	8,321	628	○	13	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○				○	
005	大田市	6,239	521	○	17	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
006	安来市	6,019	361	○	18	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	
007	江津市	4,134	539	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○		○				○	
012	東出雲町	1,756	133	○	24	3	0	5	2		○	○	○			○	○	
029	斐川町	3,383	136	○	18	2	3	0	0		○	○	○					
036	川本町	588	38	○	4	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
049	津和野町	1,571	220	○	16	0	0	0	0	H20.8.31	○						○	
057	海士町	481	17	○	0	0	0	0	0			○	○			○	○	
058	西ノ島町	646	11	○	0	0	0	0	0			○	○			○	○	
059	知夫村	184	0	○	0	0	0	0	0			○				○	○	
061	雲南市	5,849	403	○	69	2	0	4	3	H20.8.29	○						○	
081	奥出雲町	2,137	138	○	21	2	0	2	3		○	○	○			○	○	
082	飯南町	876	70	○	5	0	0	0	0		○						○	
083	美郷町	1,029	85	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
084	邑南町	2,029	136	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
085	吉賀町	1,160	88	○	0	0	0	0	0	H20.8.31			○				○	
086	隠岐の島町	2,897	207	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
都道府県合計		104,295	7,618	21	1,440	106	40	77	60		17	16	16	5	5	14	17	11
滞納者と接触を図るための具体的な取組				(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○〇市)														
子供のいる世帯に対する特別な取組				(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)														
特別な事情の有無の判断のための特別な取組				(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

都道府県番号（ 32 ） 都道府県名（ 島根県 ）

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(〇〇市)
	収納管理課の設置で税・料の滞納対策を一元化し、納税相談を実施(雲南市)
	税・料徴収該当課で収納対策会議を行い情報の共有を図る。(津和野町)
	税・福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(邑南町)
	税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。差押え通知など(出雲市)
	資格証適用除外の申請を行わせ、納付相談を随時実施する。(飯南町)
	収納対策審査会において担当課と連携し情報の共有を図る。(美郷町)
	市民相談窓口である市民参画課と連携し、滞納整理を行う。(安来市)
	徴収課などの担当課と連携し情報の共有を図る。(浜田市)
	町税等滞納整理対策本部会議において情報の共有をしている。(奥出雲町)
臨戸(自宅)訪問は必ず行い、生活状況を把握する(川本町)	
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町)
	必ず訪問を行い、実情を把握するように取り決めている。(邑南町)
	子供のいる資格証交付世帯から相談があった場合、分割納付計画をゆるやかな内容にしたり、緊急性に応じて迅速な資格証解除を行うなど、柔軟に対応している。(出雲市)
	臨戸訪問はもちろん、通院状況などを聞き取り等で必ず把握する(川本町)
	相談期間を設け、実情を把握している。(奥出雲町)
福祉担当課との協議で実情を把握する。(飯南町)	
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市)
	弁明書を送付し、返送された回答から関係課の会議で判定。福祉医療、乳幼児医療、公費該当者等レセプト等参照。(雲南市)
	町で要綱を制定し、適用の判断を行う。(飯南町)
	本人へ弁明書送付とあわせて、特別な事由に関する届出書を送付し状況把握を行う。届出が提出されれば、内容については審査会を開催し、判定を行う。(川本町)
	相談期間を設け、実情を把握している。(奥出雲町)
国民健康保険税滞納者対策審査会において判定を行う。(美郷町)	

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(33) 都道府県名(岡山県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	岡山市	100,567	33,926	○	1,623	0	0	0	0	H20.6.1	○							
002	倉敷市	67,633	11,333	○	1,576	128	0	76	83	H20.9.8	○							
003	津山市	14,531	3,479	○	6	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
004	玉野市	15,734	2,298	○	30	0	0	0	0	H20.6.1								
005	笠岡市	8,419	1,624	○	194	10	0	11	7		○	○	○	○	○	○	○	
006	井原市	5,464	938	○	33	1	0	0	1	H20.6.1	○	○	○			○	○	○
007	備前市	6,282	1,234	○	51	1	0	0	1		○	○	○			○	○	
008	総社市	6,607	1,912	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
009	高梁市	5,362	885	○	0	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	
010	新見市	5,141	383	○	51	1		1	1		○	○	○			○	○	
021	和気町	2,557	307	○	42	0	0	0	0	H20.6.1	○		○			○	○	○
029	早島町	1,621	171	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								○
036	里庄町	1,544	345	○	0	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○					
037	矢掛町	2,180	244	○	24	3	1	1	2		○	○	○	○	○	○	○	
056	新庄村	171	0	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
067	勝央町	1,504	389	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
068	奈義町	877	49	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
071	美作市	4,976	1,038	○	54	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
075	西粟倉村	359	22	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
078	久米南町	904	77	○	0	0	0	0	0	H20.6.1								
081	吉備中央町	1,990	265	○	0	0	0	0	0	H20.8.31								
082	瀬戸内市	5,679	1,076	○	39	1	0	0	1	H20.6.1	○	○	○	○	○	○	○	○
083	赤磐市	6,367	1,602	○	26	0	0	0	0	H20.7.31	○							
084	真庭市	7,240	992	○	45	1	1	0	0	H20.9.1	○							
085	鏡野町	2,057	387	○	0	0	0	0	0	H20.6.1	○	○	○					○
086	美咲町	2,496	208	○	11	0	0	0	0		○	○	○				○	○
087	浅口市	5,561	920	○	110	4	0	1	3	H20.6.1	○							
都道府県合計		283,823	66,104	27	3,915	150	2	90	99		18	12	12	6	7	10	11	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○口市) 休日・夜間の窓口開設、訪問等の実施(井原市、美咲町) 他の税・料部門と連携、情報共有、共同徴収(備前市、早島町、矢掛町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 対象世帯員の健康状態等を聞き取り調査(早島町) 健康管理センター等との情報交換によって実態を把握(矢掛町) 未成年者には短期証を交付(美作市)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(口口市) 交付審査会(又は判定委員会)を設けて判断している(矢掛町、瀬戸内市、真庭市、浅口市)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合に、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査

											都道府県番号(34) 都道府県名(広島県)							
保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	広島市	169,327	40,852	○	0	0	0	0	0	05.31	○	○	○	○	○	○	○	○
002	呉市	36,823	6,118	○	1,035	81	34	73	35	08.31	○	○	○	○	○	○	○	○
003	竹原市	4,963	989	○	110	10	2	11	4	08.31	○	○	○	○	○	○	○	○
004	三原市	14,968	1,171	○	314	27	11	20	14	08.31	○							○
005	尾道市	23,492	2,564	○	374	27	3	22	11	09.15	○							○
008	福山市	66,576	15,050	○	2,062	165	14	142	91	09.01	○	○	○	○	○	○	○	
009	府中市	6,407	489	○	159	14	2	15	5	08.31	○	○			○	○		○
010	三次市	8,466	547	○	149	0	0	0	0	09.15	○	○	○	○	○	○	○	○
011	庄原市	6,371	635	○	53	5	1	5	2	08.31	○	○	○			○	○	○
012	大竹市	4,935	507	○	150	28	3	12	13	09.15	○							○
014	府中町	7,223	820	○	212	21	6	16	15	08.31	○	○	○	○	○	○	○	○
016	海田町	4,061	542	○	5	0	0	0	0	09.24	○	○	○			○	○	
019	熊野町	4,187	557	○	93	19	8	13	9	08.31	○							
021	坂町	1,968	282	○	0	0	0	0	0	09.01	○	○	○			○	○	○
022	江田島市	5,175	691	○	43	2	0	1	2	09.15		○	○					○
028	廿日市市	16,925	1,645	○	391	62	19	26	17	09.17	○	○	○	○	○	○	○	○
044	安芸太田町	1,367	42	○	7	1	0	1	1	09.15	○	○	○			○		○
047	北広島町	3,076	193	○	49	2	1	1	0	09.15	○							
051	安芸高田市	4,949	202	○	74	7	1	3	6	08.31	○	○	○		○	○	○	○
058	東広島市	21,848	2,230	○	56	1	0	0	2	08.31	○							
073	大崎上島町	1,694	83	○	0	0	0	0	0	08.31	○	○				○	○	○
081	世羅町	2,705	243	○	24	2	0	2	1	09.01	○							○
092	神石高原町	1,734	42	○	5	0	0	0	0	09.01	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県合計		419,240	76,494	23	5,365	474	105	363	228	05.31~09.24	22	16	14	8	10	15	13	18

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>(広島市) 夜間窓口の開設(毎月第3木曜日)、日曜休日窓口の開設(年4回)。 (呉市) 他の収納部門や、全庁的に収納困難事例を取り扱う債権回収対策室と連携し、情報の共有を図る。 (竹原市) 債権保有課と連携し情報の共有を図る。 (三原市) 夜間、休日の相談窓口対応。 (尾道市) 保険年金課・収納課・市民税課・水道局などの担当課と連携し、情報の共有をはかる。 (福山市) 夜間納税相談窓口の開設(毎週木曜日) 滞納整理特別催告月間…年4回(日曜納税相談窓口各2日、夜間納税相談窓口(火・木曜日)の開設) (府中市) 税務課・福祉事務所・水道課など、各担当課と連携し情報の共有を図っている。 (三次市) 必要に応じて、関連担当課と連携し情報の共有をはかる。年数回、全職員で滞納者への一斉取組を実施し、接触や情報収集に努めている。 (庄原市) 公営住宅・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。 (大竹市) 短期証、資格証への資格変更をする際、証を発行する前に納付相談を送付し、接触する機会を設ける。それでも反応がないものには弁明通知を送付し再度接触する機会を設ける。また、差し押さえ、タイヤロック、資格証の積極的交付により、滞納者との接触を図る。 (府中町) 休日・夜間納付相談の実施。転出時の納付相談。 (海田町) 夜間窓口の開設(毎月第3木曜日)。短期証更新時における定期的な納税相談及び呼出通知による相談の実施。税、町営住宅、保育料、水道等の各担当課による情報の共有化及び連携。 (熊野町) 収納推進室や水道課等と連携し情報の共有化を図る。また、転出等の住民異動に関する届けが行われた際に、納税折衝等を行う。 (坂町) 短期被保険者証更新時の納税相談。臨戸徴収。 (江田島市) 収納推進室(滞納整理担当課)と連携。 (廿日市市) 転出等の住民異動に関する届けが行われた際に、市民課受付で滞納状況を確認し、国保資格及び収納徴収所属への連絡を行い納税折衝等を行う。 (安芸太田町) 滞納整理組合と連携して情報の共有を図る。 (北広島町) 滞納整理組合と連携して情報の共有を図る。 (安芸高田市) 税・水道・保育料・市営住宅等の担当課との連携し情報の共有化を図っている。 (大崎上島町) 短期保険証更新時における定期的な納税相談、または呼出通知による相談。 (世羅町) 催告書、差し押さえ予告等文書による、呼び出し。時間外窓口月2回。 (神石高原町) 必ず訪問・電話・通知などで接触し、相談などで世帯の実情を把握している。</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>(広島市) 生活状況等を把握したうえで支払い能力があるにもかかわらず納付を行わない世帯に対して(子供の有無にかかわらず)資格証明書を交付することとしている。 (尾道市) 広島県及び尾道市の公費負担制度である乳児医療受給者証を交付されている小学校入学前の乳幼児については、特別事情の申請を受け、資格証の解除を行っている。また、平成20年10月1日より乳幼児医療受給者証の対象が小学3年生まで拡大されるのに伴い、国民健康保険も、資格証の解除を拡大する。この申請する事に関して、子育て支援課(乳児医療受給者証発行部署)と連携を図り、対象者の把握に努めている。 (福山市) 福山市国民健康保険被保険者資格証明書交付世帯実態調査要綱に基づき、資格証交付世帯を訪問し、経済生活状況・健康状況・保険税納税意向について調査する。乳幼児医療費助成事業(県)、ひとり親家庭等医療費助成事業(県・市)に係るものは資格証明書の交付適用除外とする。 (三次市) 三次市要綱により、資格証明書世帯の中で、義務教育(中学生)以下の者は対象外としている。 (坂町) 短期被保険者証更新時の納税相談。臨戸徴収時に実情を聞き取る。</p>
<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>(広島市) 生活状況等を把握したうえで支払い能力があるにもかかわらず納付を行わない世帯に対して(子供の有無にかかわらず)資格証明書を交付することとしている。 (竹原市) 保険証更新時における保険証交付及び納税相談において聴取を行う。 (福山市) 資格証明書交付判定委員会の審査により判定される。 (府中市) 措置対象者選定審査委員会を設置し、年2回審査委員会を開き、判断を行っている。 (三次市) 年3回の審査会前に特別事情である場合に弁明書提出勸奨を実施。事前に、財産調査を実施(職場へ給与照会、預貯金調査、生命保険会社への照会など) (大竹市) 税務課と資格担当課が個々の情報を持ち寄り、特別な事情について判断するため3ヶ月ごとに資格審査会を開いて、きめ細かな対応をしている。 (府中町) 交付審査委員会を設置し、判定を行う。 (海田町) 資格証明書交付審査委員会を設置し判定を行う。 (熊野町) 弁明機会付与対象者については、事前に、財産調査(職場へ給与照会、預貯金調査等)を実施。 (廿日市市) 資格証発行前の弁明書提出勸奨による生活状況の把握。 (東広島市) 国民健康保険滞納対策審査会にて判定を行う。 (世羅町) 本人から事情を聞き、その状況を確認し、納税誓約書により特別な事情に該当の場合短期保険証を交付する。</p>

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(35) 都道府県名(山口県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
35001	下関市	46,464	7,830	○	43	5	0	2	4	H20.9.24	○				○		○	○
35002	宇部市	26,047	3,616	○	758	51	18	36	33		○	○	○			○	○	
35003	山口市	24,817	2,602	○	665	43	20	34	19		○	○	○	○	○	○	○	○
35006	防府市	17,624	2,222	○	438	34	8	22	20	H20.9.1	○	○				○		○
35007	下松市	8,095	871	○	119	1	0	1	0		○	○	○	○	○	○	○	○
35008	岩国市	26,617	3,384	○	1409	234	88	185	117		○	○				○		
35009	山陽小野田市	9,756	657	○	378	14	5	9	7	H20.8.31	○	○	○				○	○
35010	光市	8,774	731	○	196	14	5	9	9	H20.8.31	○		○				○	○
35012	柳井市	6,287	681	○	116	9	3	9	6		○	○	○			○	○	
35013	美祢市	4,374	353	○	18	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
35015	周防大島町	4,551	447	○	91	3	0	4	1		○	○	○			○	○	○
35019	和木町	957	73	○	27	2	2	3	0		○	○	○			○	○	○
35028	上関町	854	99	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
35030	田布施町	2,682	272	○	24	1	0	2	0		○	○					○	○
35031	平生町	2,109	186	○	12	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
35052	阿武町	789	20	○	8	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
35054	阿東町	1,417	113	○	6	0	0	0	0		○	○	○			○	○	○
35059	周南市	24,307	4,666	○	1055	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
35060	萩市	10,503	449	○	109	6	3	4	2	H20.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○
35061	長門市	7,510	640	○	20	0	0	0	0	H20.4.1	○	○	○			○		○
都道府県合計		234,534	29,912	20	5,492	417	152	320	218		20	18	16	5	6	17	17	14
滞納者と接触を図るための具体的な取組				税・福祉・水道等の担当課又は取組専門の部署と連携し情報の共有を図る。(下関市、下松市、山陽小野田市、光市、周南市、萩市、長門市、周防大島町、和木町、田布施町、平生町) 納付相談窓口設置、来庁呼びかけ、臨戸訪問、文書催告等を行っている。(山口市、防府市、山陽小野田市、光市、周南市、萩市、上関町)														
子供のいる世帯に対する特別な取組				相談窓口、訪問等を行い、実情を把握する。(下松市、萩市、周防大島町、上関町)														
特別の事情の有無の判断のための特別な取組				判定委員会を設置し、判定を行う。(山口市、下松市、山陽小野田市、光市、柳井市、周南市、萩市、周防大島町、上関町、阿東町) 通院歴、薬の処方箋等の確認、財産調査等を行う。(周防大島町) 特別な理由を記載した書面を提出してもらい、納付相談を受ける。(周南市、田布施町)														

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(36) 都道府県名(徳島県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	徳島市	35,991	15,796	○	91	1	0	0	1	H20.8.31	○		○					
2	鳴門市	9,523	1,124	○	395	29	14	27	12		○							○
3	小松島市	5,989	1,308	○	315	44	3	21	20	H20.8.29	○							
4	阿南市	10,526	1,267	○	404	33	8	20	22	H20.9.1	○							
51	吉野川市	6,156	893	○	0	0	0	0	0	H20.8.31(世帯数)	○							
52	阿波市	5,810	539	○	25	2	0	2	2		○	○	○	○	○	○	○	
53	美馬市	4,619	397	○	149	9	0	7	6	H20.9.1	○							
54	三好市	4,911	358	○	57	2	1	0	1	H20.8.29	○	○	○			○	○	
5	勝浦町	880	67	○	3	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	
6	上勝町	329	7	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
7	佐那河内村	436	25	○	0	0	0	0	0		○	○	○		○	○	○	○
8	石井町	3,512	491	○	88	7	0	7	2		○	○	○				○	
9	神山町	1,113	72	○	8	0	0	0	0		○	○	○					
23	松茂町	2,014	500	○	0	0	0	0	0	H20.8.31								
24	北島町	2,636	255	○	0	0	0	0	0	H20.8.31	○	○					○	
25	藍住町	3,838	590	○	94	10	5	7	3	H20.7.30	○							
26	板野町	2,032	231	○	33	7	0	0	0		○	○						
27	上板町	1,772	344	○	0	0	0	0	0									
61	つるぎ町	1,873	150	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
62	那賀町	1,720	132	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
19	牟岐町	1,107	65	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○	○	
64	美波町	1,546	96	○	0	0	0	0	0									
65	海陽町	2,256	359	○	0	0	0	0	0		○	○	○			○		○
63	東みよし町	1,745	131	○	0	0	0	0	0	H20.9.1								
都道府県合計		112,334	25,197	24	1,662	144	31	91	69		20	13	12	2	3	8	9	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	返還命令予告書の送付および弁明の機会を付与して熟慮する期間を与えている(徳島市) 資格証明書発行の前には納付相談を実施し、実情の把握、納付の促進を行う(鳴門市)。 呼出状発送(小松島市)。 高額療養費の払戻し申請時等、給付の申請時には、国税の納税相談を受けてもらっています(吉野川市)。 1納税相談の通知を実施 2期間を設定して納税相談を実施 3納税相談連絡無き世帯に無保険証の返還請求 4資格証の発行 経過期間(1~4まで1ヶ月)(美馬市) 税・公営住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。有効期限1ヶ月の短期証を発行し、更新手続きに来てもらうよう促す(三好市)。 福祉、住宅、水道、公共工事等の主管課との情報交換(勝浦町)。 住民課等との情報の共有(上勝町)。 水道・集落排水などの担当課と情報を共有し、連携して取り組む(佐那河内村)。 短期証の発行(海陽町)。
子供のいる世帯に対する特別な取組	端末検索による世帯構成および給付状況チェック、現地調査を行う。上記中学生を含む世帯は、居所不明でやむを得ず資格証明書を出した(徳島市)。 乳児医療費助成対象者を含む世帯は除外している(徳島市)。 納税相談等を行い、子どもの病気等緊急を有するときは短期証を発行する。母子・父子家庭には発行していない(三好市)。 家庭訪問及び福祉、教育委員会との情報交換(勝浦町)。 現在該当世帯無し(上勝町)。 子どものいる時間帯はなるべく避けて訪問する。子どもの前での説明は避ける(佐那河内村)。
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	弁明の機会を与え、特別な事情のある方は「特別な事情に関する届出書」を提出していただく(徳島市)。 窓口相談などにより実情の把握に努める(鳴門市)。 課内にて協議している(小松島市)。 面談による(阿南市)。 (1災害又は盗難等 2病気療養中 3失業中 4事業の廃止、休止又は営業不振(自営・農業等) 4その他)等が記入できる用紙を配布し、納期毎に文書をはいふしている(美馬市)。 措置対象者選定審査委員会を設置し、厳正な審査を図る(三好市)。 弁明書の実態調査等により判定(勝浦町)。

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
16. 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(37) 都道府県名(香川県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	高松市	59,158	9,767	○	1,713	70	0	50	28	H20.4.30	○		○		○			
2	丸亀市	15,940	1,704	○	266	7	0	4	3		○							
3	坂出市	8,566	491	○	120	4	0	3	1	H20.8.21	○							
4	善通寺市	5,006	663	○	286	17	0	17	9	H20.9.1	○							
5	観音寺市	9,681	117	○	0													
15	土庄町	2,715	261	○	3	0	0	0	0		○							
17	三木町	3,949	218	○	84	3	1	1	1		○	○	○	○	○	○	○	
24	直島町	508	31	○	0						○							
29	宇多津町	2,284	256	○	124	11	1	8	2		○							
32	琴平町	1,755	395	○	4	0	0	0	0	H20.8.1	○		○			○	○	
33	多度津町	3,627	891							H20.4.1								
45	さぬき市	7,702	527	○	16	0	0	0	0	H20.8.31	○	○	○			○		
46	東かがわ市	5,782	527	○	69	5	3	7	1		○							
47	三豊市	10,499	861	○	58	0	0	0	0	H20.7.31	○	○				○		○
48	まんのう町	3,029	492	○	6	0	0	0	0	H20.9.15	○	○						
49	小豆島町	2,829	302	○	37	1	0	1	0			○	○			○	○	
50	綾川町	3,422	145	○	47	0	0	0	0	H20.8.31	○							
都道府県合計		146,452	17,648	16	2,833	118	5	91	45		14	5	5	1	2	6	3	1

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(丸亀市、宇多津町、直島町、琴平町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	乳幼児は対象外(高松市、丸亀市、善通寺市)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	弁明書の提出(丸亀市、東かがわ市)

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
1.1 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
1.2 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
1.3 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。